

花苗・肥料などの緑化資材を配布しますー 緑化資材の提供事業 ー

1. 対象団体

道路沿線や公共的な空間など、公衆の目にふれる場所で活動する団体（NPO、自治会、婦人会、老人会、学校園等）が対象となります。

なお、通算3回に達している団体は申込みすることができません

注）通算3回以上配布を受けた団体は、植栽場所を変えても申し込みできません。

通算3回以上配布を受け植栽した場所では、活動団体名を変えても申し込みできません。

2. 提供資材

「令和8年度緑化資材メニュー表」から希望する資材を選択ください。

3. 支援限度

1団体あたり年間1,000ポイントとなります。

（「令和8年度緑化資材メニュー表」に記載の資材別ポイントを参考に、合計が1,000ポイント以内になるように申請ください。）

4. 募集期限

令和8年4月30日（木）まで

5. 配布時期

第1回：令和8年6月下旬頃 第2回：令和8年11月上旬頃

6. 提出書類

- ・緑化資材申込書（様式第4-1号）【必須】
- ・植栽位置図、現況図（写真）【必須】

7. 提出先

丹波篠山市	市民生活部地域振興課	丹波篠山市北新町41 第2庁舎1階	079-552-5112
丹波市	建設部都市住宅課	丹波市春日町黒井811 春日庁舎2階	0795-74-2364

8. 注意事項

- ・募集は年1回（今回限り）です。秋季の提供のみ希望される場合も、今回応募してください。
- ・提供回数が3回以内の団体にのみ配布されますので、ご了承ください。
- ・一年草と多年草の年間配布比率が本数、ポイント、面積のいずれかで「一年草≦多年草類」となるよう申請ください。

裏面に続きます

- ・ 2回目以降の提供を受ける団体は一年草の本数が直近年度に提供を受けた時の一年草の本数を上回らないようにしてください。（植栽面積を増やす場合はこの限りではありません。）
- ・ 応募団体が多数のため予算額を超過した場合は、ポイント数を調整させていただきますので、ご了承ください。提供希望資材に優先順位があればそちらを優先しますので、その旨記入してください。
- ・ 提供を受けた資材は、必ず公共的な空間に植栽してください。
（※個人の家の庭等への植栽は本事業の対象となりません。）
- ・ 植栽箇所は緑のパトロール隊が巡回しますので、ご了承ください。

9. 相談先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課 みどりのパトロール隊
〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688
電話：0795-73-3863



兵庫県マスコット はばタン